資料２－１

くまもと障がい者プラン及び熊本県障がい福祉計画の改定について

障がい者支援課

１　計画策定の趣旨・経緯

○　くまもと障がい者プラン（第６期障がい者計画）は、障害者基本法に基づき策定する県の障がい者施策に関する基本的な計画。施策の進捗状況や障害者総合支援法の改正等を踏まえ、中間年度に当たる令和５年度に見直しを行うもの。

○　熊本県障がい福祉計画（第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画）は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定する計画で、障がい者プランのうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する実施計画としての位置付け。現計画の終期が令和５年度末であるため、今年度、次期計画を策定するもの。

２　計画期間

○　くまもと障がい者プラン（第６期障がい者計画）・・・・・令和３～８年度（６年間）

○　熊本県障がい福祉計画（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）・・令和６～８年度（３年間）

３　計画の基本理念等

くまもと障がい者プラン

＜基本理念＞

◆障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会
◆自らの選択・決定・参画の実現
◆安心していきいきと生活できる環境づくり

＜重点化の視点＞

◆県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組
◆地域で安心して生活できるための支援
◆家族等に対する支援
◆障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
◆災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保

熊本県障がい福祉計画

＜サービス提供体制の確保に係る目標＞

１相談支援体制の充実・強化等
２福祉施設入所者の地域生活への移行
３精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
４地域生活支援の充実
５福祉施設から一般就労への移行等
６障がい児支援の提供体制の整備
７障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

４　主な改正点

○　地域における相談支援体制の充実、強化

○　地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアの推進

○　施設や病院から地域生活への移行・継続を支援するサービスの充実

○　医療的ケア児等に対する支援体制の充実　　等

５　今後のスケジュール

12 月	１月	２月	３月
12/13 厚生常任委員会 計画案作成　パブリックコメント		審議会等における最終審議	２月～３月 厚生常任委員会報告 計画改定

くまもと障がい者プラン（第６期熊本県障がい者計画）中間見直し（案）

資料２－２

現　計　画

○障害者基本法第11条第２項に基づき策定義務があり、本県における障がい者施策に関する基本的な計画
○計画期間を令和３年度から令和８年度の６年間としており、施策の進捗状況や社会情勢等を踏まえ、中間年度に当たる令和５年度に見直し
○熊本県障害者施策推進審議会などから意見をいただきながら作成しており、令和５年度中に作成予定

第１章　計画の基本的な考え方

Ⅰ 目指す姿
障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる**共生社会の実現**

Ⅱ 基本理念
◆障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会　◆自らの選択・決定・参画の実現　◆安心していきいきと生活できる環境づくり

Ⅲ 重点化の視点
◆県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組　◆地域で安心して生活できるための支援　◆家族等に対する支援
◆障がい特性等に配慮したきめ細かい支援　◆災害対策や感染症対策の充実による安心・安全の確保

第２章　障がい者を取り巻く現状

- 第５期計画中間見直し後の動向
- 県内障がい者の状況
- 障がい者のニーズ
- 第５期計画の成果と課題

第３章　分野別施策

1. 地域生活支援
2. 保健・医療
3. 教育、文化芸術活動・スポーツ
4. 雇用・就業、経済的自立の支援
5. 情報アクセシビリティ
6. 安心・安全
7. 生活環境
8. 差別の解消及び権利擁護の推進

第４章　数値目標

《現計画の数値目標》（Ｒ４年度末の達成状況）
達成率100%以上・・・・・・　６項目
〃　100%未満80%以上・・・16項目
〃　80%未満50%以上・・・10項目
〃　50%未満・・・・・・　５項目

追加記載

障がい者を取り巻く現状（プラン策定後の動き）

法令等の施行や改正
○事業者による障がい者に対する合理的な配慮の提供の義務化
（障害者差別解消法の改正）
○障がいの種類・程度に応じた情報取得・活用の推進
（情報アクセシビリティ推進法の施行、熊本県手話言語等条例の施行）
○福祉サービスの拡充及び地域における重層的な支援体制の充実
（総合支援法の改正）
○精神科病院における障害者虐待防止措置の義務化
（精神保健福祉法の改正）

障がい関係団体からの意見
○障がい者の希望する地域での生活支援及び福祉サービスを充実させてほしい
○基幹相談支援センターの設置を進めてほしい
○アクセスしやすい相談支援体制を整備してほしい
○どんな精神疾患にも適切な診療ができる体制を整備してほしい
○教育ニーズに応じた学習の場の整備や選択の支援をお願いしたい
○多様な就労支援をお願いしたい
○障がい特性に応じたＩＣＴ等の利活用を支援する取組みをもっと進めてほしい
○ヘルプマーク・ヘルプカードをもっと周知していただきたい
○手話言語条例の普及啓発をお願いしたい
○災害時の支援をお願いしたい
○障がいに対する理解のため普及啓発をお願いしたい
○差別が助長されない社会づくりを進めてほしい
○障がい者虐待防止に向けた研修や啓発を行ってほしい

見直し

主な分野別施策

1　地域生活支援
・地域生活支援拠点等によるサービス提供体制の確保及び機能拡充の更なる推進
・基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の構築
・グループホームからの一人暮らし等に向けた支援
・医療的ケア児(者)等に対する支援体制の充実
・難聴児に対する支援体制の充実

2　保健・医療
・療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通した地域療育体制の更なる充実
・児童発達支援センターを中核とした、地域のインクルージョン推進や発達支援に係る相談機能の充実
・地域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進

3　教育、文化芸術活動・スポーツ
・可能性を最大限発揮できる学びの場の整備及び選択の支援の充実
・特別支援教育コーディネーター等の派遣による教員の専門性向上
・障がい者の読書環境の整備等の推進
・障がいの有無に関わらず共に参加できるスポーツの推進

4　雇用・就業、経済的自立の支援
・就労選択支援の創設
・農福連携の推進

5　情報アクセシビリティ
・災害時における多様な情報伝達手段の確保
・手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進
・障がい者へのICT活用等支援

6　安心・安全
・地域における避難行動要支援者の避難体制の構築支援
・障害の特性に応じた個別計画の作成支援
・ハートフルパス制度の運用に向けた周知啓発

8　差別の解消及び権利擁護の推進
・事業者による合理的配慮の提供の義務化に関する積極的な周知啓発
・障がいに対する理解促進
・施設従事者による障がい者虐待防止の徹底
・精神科病院における障がい者虐待防止対策の強化

見直し

数値目標（目標の見直し）

・達成率がすでに100%以上となった項目については、新たな目標値の設定
（医療型短期入所事業所又は医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所等が整備された圏域数、農福連携コーディネート事業での契約件数　等）

熊本県障がい福祉計画 （第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画：令和6年度～令和8年度） 概要

資料２－３

1章　計画の概要		・障害者総合支援法第89条第1項・児童福祉法第33条の22第1項に基づき、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を計画的に行うことを目的として策定 ・第6期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」（R3～R8）のうち、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する実施計画としての位置付け
2章　計画の基本方針	基本理念	（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援　（2）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等　（3）障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現　（4）地域共生社会の実現に向けた取組 （5）障がい児の健やかな育成のための発達支援　（6）障がい福祉人材の確保・定着　（7）障がい者の社会参加を支える取組定着　（8）災害対策や感染症対策の充実による安心・安全の確保
	基本的考え方	（1）相談支援　①相談支援体制の充実・強化　②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保　③発達障がい者等に対する支援　④協議会の活性化 （2）障害福祉サービス　①訪問系サービスを保障　②日中活動系サービスを保障　③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実　④福祉施設から一般就労への移行等の推進　⑤強度行動障がい者等への支援体制の充実　⑥依存症対策の推進 （3）障がい児支援　①地域療育体制の構築　②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援　③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進　④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備　⑤障害児相談支援の提供体制の確保
3章　障がい者等を取り巻く状況		1　統計データ　2　障がい当事者・家族団体からの意見聴取　3　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系

4章　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標及び活動指標

1　相談支援体制の充実・強化等　考え方（1）

【成果目標】
（1）基幹相談支援センターの設置箇所数　（新規）
R8年度末時点で**全45市町村**が基幹相談支援センターを設置

【活動指標】
（1）発達障がい者支援地域協議会の開催回数
（2）発達障がい者支援センターによる相談支援件数
（3）発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
（4）発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数
（5）ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の**開催回数**
（6）ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の**実施回数**

2　福祉施設の入所者の地域生活への移行　考え方（1）

【成果目標】
（1）地域生活移行者数の増加
R4年度末時点の施設入所者数の**6.3%（173人）以上**
（2）施設入所者数の減少
R4年度末時点から**5%（138人）以上**

【活動指標】
（1）地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練（生活訓練）の利用者数　（新規）

3　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築　考え方（1・2）

【成果目標】
（1）精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
326日以上
（2）精神病床における1年以上長期入院患者数（慢性期入院患者数）
65歳以上：**2,524人**　65歳未満：**939人**
（3）精神病床における早期退院率
入院後　3か月時点の退院率：**68.9%以上**
6か月時点の退院率：**84.5%以上**
1年　時点の退院率：**91%以上**

【活動指標】
（1）地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・**自立訓練（生活訓練）**の利用者数
（2）精神病床から退院後の行き先別の退院患者数

4　地域生活支援の充実　考え方（2）

【成果目標】
（1）コーディネーターの配置人数　（新規）
R8年度末時点で地域生活支援拠点に**23人**のコーディネーターを配置
（2）地域生活支援拠点の運用状況を検証及び検討した回数　（新規）
R8年度末までに市町村または圏域で年1回以上実施

5　福祉施設から一般就労への移行等　考え方（2）

【成果目標】
（1）福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加
一般就労に移行する者の数をR3年度実績の**1.69倍（412人）以上**
うち　就労移行支援事業　R3年度実績の**1.72倍(215人)以上**
就労継続支援A型事業　R3年度実績の**1.70倍(152人)以上**
就労継続支援B型事業　R3年度実績の**1.69倍(36人)以上**
（2）就労移行支援事業所の一般就労移行率の増加　（新規）
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の事業所を**全体の50%以上**
（3）就労定着支援事業の利用者数の増加
R3年度実績の**1.41倍(58人)以上**
（4）就労定着支援事業所の就労定着率の増加
就労定着率が70%以上の事業所を**全体の25%以上**
（5）協議会（就労支援部会）等の設置　（新規）
地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める

【活動指標】
（1）職業訓練の受講者数
（2）福祉施設から公共職業安定所への誘導者数
（3）福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数
（4）公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数

6　障がい児支援の提供体制の整備等　考え方（3）

【成果目標】
（1）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置箇所数
R8年度末時点で**全45市町村**が主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を設置
（2）主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置箇所数
R8年度末時点で**全45市町村**が主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を設置
（3）医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置箇所数
R8年度末時点で**全45市町村**が医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場を設置
（4）医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数
R8年度末時点で**43人**の医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

7　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築　考え方（1・2・3）

【活動指標】
（1）計画的な人材養成の推進　（新規）
（2）指導監査結果の関係市町村との共有

5章　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み並びに確保方策

令和8年度（2026年度）	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労選択支援	就労移行支援	就労（A型）	就労（B型）	就労定着支援	療養介護	短期入所	自立生活援助	共同生活援助	施設入所支援	計画相談支援	児童発達支援	放デイ	保育所等訪問支援	居宅訪問型児発	障害児入所	障害児相談支援
利用量	32,135	28,246	4,622	796	768	103,799	722	4,238	-	6,658	60,692	95,567	-	-	5,264	-	-	-	-	31,253	111,711	2,765	129	-	-
利用者数	2,406	1,219	386	74	6	5,313	69	335	207	352	4,508	7,078	232	733	889	73	3,803	2,622	5,194	4,992	11,989	1,823	30	568	4,956

※利用量の単位　：利用量の見込みは（人日／月）　訪問系サービスは（時間／月）　ただし、就労選択支援・就労定着支援・療養介護・居住系サービス・相談支援・障害児入所・障害児相談支援は設定しない。
※利用者数の単位：利用者数の見込みは（人／月）
■定量的な目標設定　障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ及び提供体制の整備（保育所・認定こども園・放課後児童健全育成事業）

6章　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上

サービス提供に係る人材育成のための各種研修の開催、多職種間の連携推進、
障害福祉サービス等の事業者に対する第三者評価

7章　地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の内容及び見込量

8章　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

虐待の防止、意思決定支援の促進、芸術文化活動支援による社会参加等の促進、**情報の取得利用・意思疎通の推進**、差別の解消の推進、事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実、就労支援に向けた取組

9章　熊本県障がい福祉計画・障がい児福祉計画の実績

熊本県障がい福祉計画（第5期～第6期）・障がい児福祉計画（第1期～第2期）の実績